**平成２９年（フ）第４８４４号**
東京都江戸川区江戸川２丁目31　江戸川二丁目アパート22―1003
債務者　水野テル子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８４５号**
東京都板橋区清水町44―３―602
債務者　品川季久乃
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８４６号**
東京都渋谷区笹塚２―23―２―1203、住民票上の住所大阪府堺市北区新金岡町５丁８―512
債務者　下中　沙也
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８４９号**
東京都世田谷区北沢４丁目26―２―102
債務者　深澤　奈巳
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８５０号**
東京都足立区東綾瀬１丁目25―９
債務者　東海なほみ
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８５３号**
東京都足立区神明南２丁目１―４　コーポタツノＢ号棟102
債務者　横溝　康孝
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８５６号**
東京都足立区中央本町２丁目13―１―404
債務者　引地　光司
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８５７号**
東京都品川区小山６丁目19―２―105
債務者　牧野　信一
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８７７号**
東京都江戸川区南葛西１丁目13―８―101
債務者　大原　教子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８７８号**
東京都西東京市保谷町３丁目２―16―902
債務者　古澤　都子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８７９号**
東京都足立区東保木間１丁目５―11―510
債務者　石山ゆかり
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８８３号**
東京都葛飾区東四つ木３丁目28―２―101
債務者　児玉　浩太
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８８８号**
東京都練馬区大泉学園町２丁目27―９―102
債務者　藏本　祐里（旧姓浜崎）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８８９号**
東京都中野区東中野４丁目７―13―102
債務者　セキネ　セリア　グリアーテ
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第４８９０号**
東京都北区志茂４丁目47―３―203
債務者　岩渕　　弘
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部